

業債第45号(例)

2024年10月25日

国債代理店引受金融機関本部
国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

無記名国債証券の残高および登録国債(出資・抛出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債および原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債にかかるものを除く。)の残高が皆無となったことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2024年11月8日から実施することとしましたので、通知します。

—— 本件は、「無記名国債証券および登録国債に関する今後の対応等について」(2024年2月27日付業債第10号)において改めてご連絡するとしていた規程改正です。

以 上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 総目次を削る。

- 第1編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 1 0 0 はじめに
 - 1 1 0 この手続の適用
 - 1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧
 - 1 2 0 用語の解説・略称
 - 1 3 0 証票類の名称・略称・保管期間等一覧
 - 1 4 0 共通事項
 - 1 4 1 受付証票類への店名などの表示
 - 1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法
 - 1 4 3 消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

- 第2編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 2 0 0 元利金支払事務（国債代理店事務）
 - 2 1 0 削除
 - 2 2 0 削除
 - 2 3 0 記名国債証券の元利払
 - 2 3 1 自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い
 - 2 3 2 元利金の支払
 - 2 3 2—1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 2 3 2—2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 2 4 0 削除
 - 2 5 0 誤払の補正方法

- 第3編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 3 0 0 元利払の取まとめ事務（支払取まとめ店事務）
 - 3 1 0 日常の取まとめ事務
 - 3 2 0 月分の取まとめ事務
 - 3 3 0 削除

- 第4編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 4 0 0 記名国債証券各種請求事務（国債代理店事務）
 - 4 1 0 この編のなかでの共通事項
 - 4 1 1 取扱機関相互間の証券の送付
 - 4 1 2 証券の整理保管
 - 4 1 3 国債証券受領書の交付・回収・保管
 - 4 1 3—1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 1 3—2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 1 4 印鑑票・氏名等届出書の様式
 - 4 1 5 取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付（元利金の支払が完了した印鑑票・氏名等届出書の送付を除く。）
 - 4 1 6 印鑑票・氏名等届出書の取戻し
 - 4 1 6の2 印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）
 - 4 1 7 証券・印鑑票・氏名等届出書の記載事項の書換え（支払場所の改称による書換えを含む）
 - 4 1 8 証券の交付年月日等の表示
 - 4 1 9 証券の送付請求
 - 4 1 9—1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 1 9—2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 1 9の2 本人確認書類の種類および記録事項

- 4 1 9 の 3 委任状
 - 4 1 9 の 3 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 1 9 の 3 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 1 9 の 4 委任状等の代書
- 4 2 0 各種の請求
 - 4 2 1 元利金支払場所変更の請求
 - 4 2 1 — 1 自店が請求を受けたとき
 - 4 2 1 — 1 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 1 — 1 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 1 — 2 他店が請求を受けたとき
 - 4 2 1 — 2 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 1 — 2 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 2 記名変更の請求
 - 4 2 2 — 1 記名変更請求の受理
 - 4 2 2 — 1 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 2 — 1 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 2 — 2 相続による記名変更の審査基準
 - 4 2 3 証券・利賦札滅紛失の届出
 - 4 2 3 — 1 証券（利賦札）滅紛失届の受理
 - 4 2 3 — 1 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 1 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 2 代証券交付請求などの案内
 - 4 2 3 — 3 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 請求書の受理
代 証 券 交 付
 - 4 2 3 — 3 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 3 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 4 代証券の送付を受けたとき
 - 4 2 3 — 4 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 4 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 5 滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けたとき
 - 4 2 3 — 6 滅紛失証券（利賦札）発見届の受理
 - 4 2 3 — 6 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 3 — 6 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 4 汚染き損証券引換の請求
 - 4 2 4 — 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 4 — 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 5 改印の届出（届出印廃止分以外の記名国債証券のみ）
 - 4 2 6 住所の変更

- 4 2 6 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
- 4 2 6 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
- 4 2 7 記名者の行為能力に関する届出
 - 4 2 7 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 7 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
- 4 2 7 の 2 相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出
 - 4 2 7 の 2 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 7 の 2 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
- 4 2 8 印鑑票・氏名等届出書の更新と再製
 - 4 2 8 - 1 印鑑票の更新
 - 4 2 8 - 2 氏名等届出書の更新
 - 4 2 8 - 3 印鑑票の再製
 - 4 2 8 - 4 氏名等届出書の再製
- 4 2 9 同時請求の取扱い
 - 4 2 9 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 9 - 1 - 1 証券（利賦札）滅紛失届の受付時
 - 4 2 9 - 1 - 2 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 証券 交付 請求書の受付時
 - 4 2 9 - 1 - 3 滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時
 - 4 2 9 - 1 - 4 発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時
 - 4 2 9 - 1 - 5 記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求
 - 4 2 9 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - 4 2 9 - 2 - 1 証券（利賦札）滅紛失届の受付時
 - 4 2 9 - 2 - 2 滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 証券 交付 請求書の受付時
 - 4 2 9 - 2 - 3 滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の受入時
 - 4 2 9 - 2 - 4 発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時
 - 4 2 9 - 2 - 5 記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求
- 4 2 9 の 2 自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

○ 第5編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

5 0 0 削除

- 第6編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 6 0 0 特殊事例
 - 6 1 0 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券の消滅時効の特別扱い
 - 6 2 0 元利金の送金請求
 - 6 3 0 記名国債証券の買上償還
 - 6 3 1 買上償還代金の支払（国債代理店事務）
 - 6 3 1 - 1 届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
 - 6 3 1 - 2 届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
 - （参考）記名国債証券の買上価格等一覧
 - 6 3 2 買上償還の取まとめ（支払取まとめ店事務）
- 6 4 0 削除
- 6 5 0 削除

- 第7編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 7 0 0 雑 則
 - 7 1 0 国債代理店の掲示
 - 7 2 0 失効証券類の取扱い
 - 7 3 0 見本国債証券類の取扱い
 - （参考1）見本国債証券類配付一覧
 - （参考2）第九回特別弔慰金国庫債券などの見本国債証券類
 - 7 4 0 位置、店舗名称および店番号変更等に関する届出

- 第2編仕切紙を次のとおり改める（全面改正）。

第2編 元利金支払事務 (国債代理店事務)

記名国債証券の元利払および誤払の補正方法に項目を分け、それぞれの取扱要領を定めている。

- 第5編仕切紙を次のとおり改める（全面改正）。

第5編 削除

- 110を横線のとおり改める。

110 この手続の適用

国債代理店および支払取まとめ店における国債事務は、別に定めのあるものを除き、この手続により取扱う。なお、この手続により取扱う無記名国債証券および登録国債は、令和3年3月31日までに発行されたものに限るものとする。

国債証券および登録国債の元利金にかかる所得税（復興特別所得税が課される場合には、復興特別所得税を含む。以下同じ。）および地方税の課税事務については、国債代理店が税法その他の関係法令に従い、所得税の源泉徴収義務者および地方税の特別徴収義務者として、自行庫で定めた方法により適切に行うこと。

なお、無記名国債証券および登録国債に関する照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

この手続の組立て方など

組立て方

- この手続は、国債代理店における国債事務取扱の全般にわたる共通的事項、ならびにその事務の種類ごと等に区分し、次の7編から構成されている。

第1編	はじめに
第2編	元利金支払事務（国債代理店事務）
第3編	元利払の取まとめ事務（支払取まとめ店事務）
第4編	記名国債証券各種請求事務（国債代理店事務）
第5編	登録国債に関する請求・届出の取次ぎ事務（国債代理店事務）
	削 除
第6編	特 殊 事 例
第7編	雑 則

- 略（不変）
 - * 略（不変）
 - ⇒ 略（不変）

利用上のその他参考事項

- 略（不変）
- 共通事項など当該事務の取扱いに関連する事項は、「⇒○○○参照」としてその定められている個所を具体的に示してある。
- この手続に用いられている用語および証券類の名称は、120 | 用語の解説・略称および130 | 証券類の名称・略称・保管期間等一覧に定めている。

なお、略称を定めている証票類については、各項目ごとに、はじめて出てくるところで正式名称を使用し、以後その項目の中では略称を用いている。

- 略（不変）

この手続以外の定め

- 国債事務の取扱いに関する日本銀行業務局からの通知類

- 111を次のとおり改める（全面改正）。

1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店において取扱うことができる国債事務の範囲は、次のとおりとする。

○印－取扱ってよい。

△印－自店を支払場所とするもの、または自店が新たに支払場所となるものに限り取扱ってよい。

▲印－自店を支払場所とするものに限り取扱ってよい。

×印－取扱うことができない。

－印－取扱いにかかる照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

事務の種類	取扱機関			国債元利金支払取扱店	
	日本銀行 本店・支店	代理店	国債代理 店・国債 復代理店	在日外国 銀行等	金融商品 取引業者等
1. 無記名国債の発行 〔応募金額の報告の受付、払込金額の受入等〕	○	×	×	×	×
2. 無記名国債証券の各種請求 ●失効証券類の受入 ●失効証券類の受入以外	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —
3. 登録国債の各種請求	—	—	—	—	—
4. 記名国債証券の交付 ●新規発行証券の交付 ●証券の発行取消	○ ○	○ ○	×	×	×
5. 記名国債証券の各種請求 (1) 各種請求 ●元利金支払場所変更の請求 ●記名変更の請求 〔相続による記名変更・改氏〕 〔名・字体等訂正〕 ●証券・利賦札滅紛失の届出 〔代証券交付・元利金支払の請求、滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。〕 ●汚染き損証券引換の請求 ●改印の届出 ●住所の変更	△ ○ ○ ○ △ △ △	△ △ ○ ○ △ △ △	△ △※1 △※2 △※2 △ △ △	× × × × × × ×	× × × × × × ×

事務の種類	取扱機関			国債元利金支払取扱店	
	日本銀行本店・支店	代理店	国債代理店・国債復代理店	在日外国銀行等	金融商品取引業者等
●行為能力に関する届出	○※4	△	△※1	×	×
●相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する届出 (2) その他	△	△	△	×	×
●印鑑票または氏名等届出書の更新	△	△	△※5	×	×
●印鑑票または氏名等届出書の再製	▲	▲	▲	×	×
●発行取消に関する支払済証明書の発行	▲	▲	▲	×	×
●証券の送付請求	○	○	△※5	×	×
●失効証券類の受入※6	○	○	△※5	×	×
6. 元利金の支払					
●記名国債証券の元利払（買上償還を含む）	▲	▲	▲	×	×
●記名国債証券元利金の送金請求	▲	▲	▲※5	×	×
●無記名国債証券および登録国債の元利払（関係事務を含む）	—	—	—	—	—

※1 日本銀行支店、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）だけを行い、処理は日本銀行本店が行う。

※2 ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店において、証券・利賦札滅紛失の届出（滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。）および汚染き損証券引換の請求があった場合には、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）を行ったうえで、関係書類を日本銀行本店へ送付することとしている。なお、滅紛失証券・利賦札にかかる代証券交付・元利金支払の請求にかかる受付および取次ぎは行っていない。

※3 証券・利賦札滅紛失の届出、または汚染き損証券引換の請求と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。

※4 行為能力に関する届出と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。

※5 日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令（昭和41.7.8大蔵省令第44号。以下この項において「省令」という。）により、当分の間、ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店を除く。

※6 滅紛失証券・利賦札の発見届による分を含む。

- 120の無記名国債中、該当する国債名称を削る。
- 120の利付国債と利札中、無記名国債証券の様式例（利付国債）参照を削る。
- 120の割引国債を削る。
- 120の 国債証券の様式例 を次のとおり改める（全面改正）。

国債証券の様式例

国債証券の様式は、財務省（平成12年12月以前発行のものは大蔵省）において国債名称等ごとに定め、その要項が告示されている。

記名国債証券の様式例

(表 面)

額面金額等
記載部分

は支払っては
ならない。

賦 札

で元利金（償
還金）を支払
う。



(賦 札)



④ 1111111111 11111111

- ① 「記名」の旨の表示
- ② 国債名称・記号
- ③ 証券の番号
- ④ 表面文言


* 届出印廃止分以外の記名国債証券には押印に関する記載がある一方、届出印廃止分の記名国債証券には本人確認書類の呈示に関する記載があるなど、文言の内容に違いがある。


- ① 「記名」の旨の表示
- ② 国債名称・記号
- ③ 支払期日
- ④ 機械処理用コード番号（右が証券の番号を示している。）

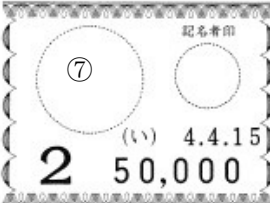
(裏 面)


証券の交付年月日等①		
* ② 印 欄	* ③ 償還金支払場所欄	250,000円 ④ 記 名 欄

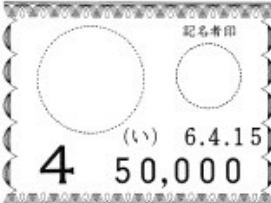
⑤ * 枠の欄は、この証券変換後も記名者において、なつ印又は記入してください。また、印鑑を変更したときは、その都度なつ印してください。














- ① 証券の交付年月日または送付年月日の記載欄
 - * 令和2年9月30日以前に交付した証券の賦札（証券交付時点で既に支払期日が到来しているものに限る。）には、証券の交付年月日等が表示されている。
- ② 記名者があらかじめ届出印を押しておく欄
 - * 届出印廃止分の記名国債証券には、当該欄は設けられていない。
- ③ 支払場所の店名記載欄
- ④ 権利者の氏名記載欄
- ⑤ 裏面文言
 - * 届出印廃止分の記名国債証券には、印鑑に関する記載がない。
- ⑥ 支払期番号（クーポン番号ともいい、この番号の順に支払う。）
- ⑦ 廃印を押す個所
- ⑧ 受領印を押す個所
 - * 届出印廃止分の記名国債証券には、当該箇所は設けられていない。

- 130を次のとおり改める（全面改正）。

130

証票類の名称・略称・保管期間等一覧

証票類の名称・書式No. (用紙寸法)・記載例 (例示) の掲載個所・略称・保管期間は次のとおり。

名称欄の○印分は、国債代理店引受金融機関で調製する証票類
⇒ 日本銀行ホームページの国庫・国債事務関連の書式ファイル集に参考書式を掲載

書式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
320 (A4) 321 (A4)	○国債元利金支払票 国債元利金支払計算書	} 210	支払票 計算書	5 年 ——
330 (A) (-) 337 (A) (-)	登録国債元金支払通知書 登録国債利子支払通知書			
334 (A5)	登録国債元利金振込関係依頼書	——	振込関係依頼書	10年
350 (A4)	滅紛失利賦札元利金 (償還金) 領収証書 (滅紛失利賦札元利金 (償還金) 支払通知書の下部)	232	滅紛失利元利金領収証書	——
400 (A4) 401 (A4)	○国債元利金受払報告表 " (控) ○国債元利支払金領収証書	310 —— 310	受払報告表 " (控) 支払金領収証書	—— 1 年 (月計分を含む) ——
384 (A4)	○国債利子内訳表	320	——	——
380 (A4) 386 (A4)	○支払済証券類等送付内訳表 支払済証券類等送付内訳表原符 支払済証券類等受領書	} 320 320	—— —— ——	—— 1 年 1 年
——	国債証券類受付書			

〔各種の送付内訳表を総称するときは、単に送付内訳表という。〕

書式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
104 (A5)	○国債証券類送付書 国債証券類受領書 国債証券類送付書原符	411	証券類送付書 証券類受領書 証券類送付書原符	随 時 1 年 証券の送付請求に関するものは10年
103 (A5)	○国債証券受領書 国債証券受領書原符	413	証券受領書 証券受領書原符	10年 受領証欄に記載・押印のないものは1年
——	記名国債証券印鑑票 (国債名称ごとに書式が定められている。)	414	印鑑票	——
——	氏名等届出書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	414	——	——
207 (A5)	○記名国債証券印鑑票等送付書 記名国債証券印鑑票等受領書 記名国債証券印鑑票等送付書原符	415	印鑑票等送付書 印鑑票等受領書 印鑑票等送付書原符	随 時 1 年
208 (A) (A5)	○記名国債証券印鑑票等取戻通知書	416	印鑑票等取戻通知書	1 年
208 (B) (A5)	○ " (ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店あて) 記名国債証券取戻印鑑票等受領書	416		取戻印鑑票等受領書
—— (A5)	○印鑑票等・見本証券の取戻通知書 ○見本証券取戻通知書	416の2	——	1 年 1 年
105 (A5)	○国債証券送付請求書	419	送付請求書	10年
200 (A4)	○記名国債証券元利金(償還金)支払場所変更請求書	421-1	請求書または支変請求書	——
201 (A4)	○記名国債証券記名変更請求書	422-1	請求書または記変請求書	——
——	戸籍謄(抄)本など記名変更の事実を証する書類	422-2	——	1 年

書式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 箇所	略 称	保管期間
203 (A4)	○証券 (利賦札) 滅紛失届	423-1	届書または滅紛失届	——
	〃 (写)	——	〃 (写)	1 年
	記名国債証券の代証券等ご請求について	423-2	案内書	——
	滅紛失 利賦札元利金 (償還金) 支払 請求書 代 証 券 交 付 請 求 書	423-3	請求書または支払 (交付) 請求書	——
	滅紛失利賦札元利金(償還金)支払通知書	423-5	滅紛失元利金支払 通知書	——
205 (A4)	○滅紛失証券 (利賦札) 発見届	423-6	発見届	——
202 (A4)	○汚染き損証券引換請求書	424	請求書	——
206 (A4)	○改印届	425	届書または改印届	10年
——	住所を変更した旨の書面 (記名変更証 券住所変更請求書を除く。)	——	——	10年
220 (A4)	○記名国債証券住所変更請求書	426	請求書または住所 変更請求書	10年
——	住民票 (写) など住所証明書類	——	——	1 年
——	成年到達届 (委任状を含む)	427	} 届書	——
——	法定代理人変更届 (委任状を含む)	427		——
——	戸籍謄 (抄) 本など記名者の行為能力変 更などの事実を証する書類	——	——	1 年
—— (A4)	○記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書	428-3 428-4	——	——
215 (A) (A4)	○支払場所に対する訂正通知 (印鑑票・氏 名等届出書・記名国債証券の記載事項訂 正用)	429の2	——	1 年
215 (B) (A4)	○支払場所に対する訂正通知 (記名国債証 券のみの記載事項訂正用)	——	——	1 年
——	都道府県知事・厚生労働省からの訂正 依頼書	429の2	——	1 年

書式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
211 (A4)	消滅時効に関する照会書 〃 (写)	610	照会書	——
212 (A4)		610	回答書	随 時 1 年 〔消滅時効が完成している旨の回答書だけ〕
301 (A5)	国債元利金送金請求書	620	送金請求書	5 年
——	買上げを必要とする旨の証明書	631	買上証明書	——
351 (A4)	記名国債証券買上償還請求書 買上代金領収証書 (国債名称ごとに書式が定められている。)	631	買上請求書	——
383 (A5)		632	—— —— ——	1 年
106 (A5)	○失効証券類受付書 失効証券類受領書 失効証券類送付書	720	—— —— ——	1 年 —— ——
420 (A4)	見本国債証券類保管目録	730	保管目録	随 時

* 証票類は、用済後自行庫で定めた方法により整理したうえ、上記の期間保管する。

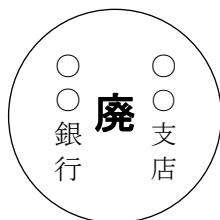
- 142を次のとおり改める（全面改正）。

1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法

① 廃印の押なつ

- 元利金の支払および各種の請求その他により回収した証券・利賦札には、その受領後直ちに押なつ例により廃印を明りょうに押す。
- 支払済の利賦札については、廃印に代え一般公社債用の「支払済印」（「支払済」と表示し、自行庫の名称・店舗名が入っているものに限る。）を使用してよい。
- 「支払済印」で代用するときも、赤色系統の色は使用しない。

[廃印のひな形]



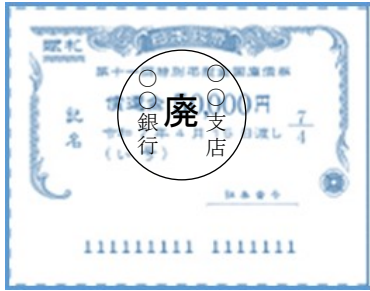
- ① 大きさ 直径 20 mm
- ② 店名表示 略称を使用してよい。
(略称の例示)
○○銀行名古屋支店 → ○○・名古屋
○○信用金庫本店 → ○○信金・本店
- ③ 赤色系統の色は使用しない。

* 廃印は、自行庫で調製する。

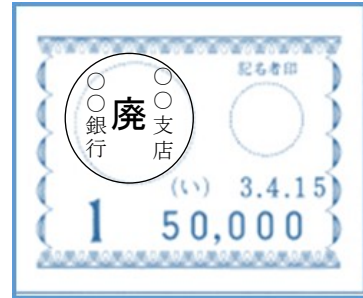
(廃印の押なつ例)

① 利賦札に押なつするとき

● 表面の場合



● 裏面の場合



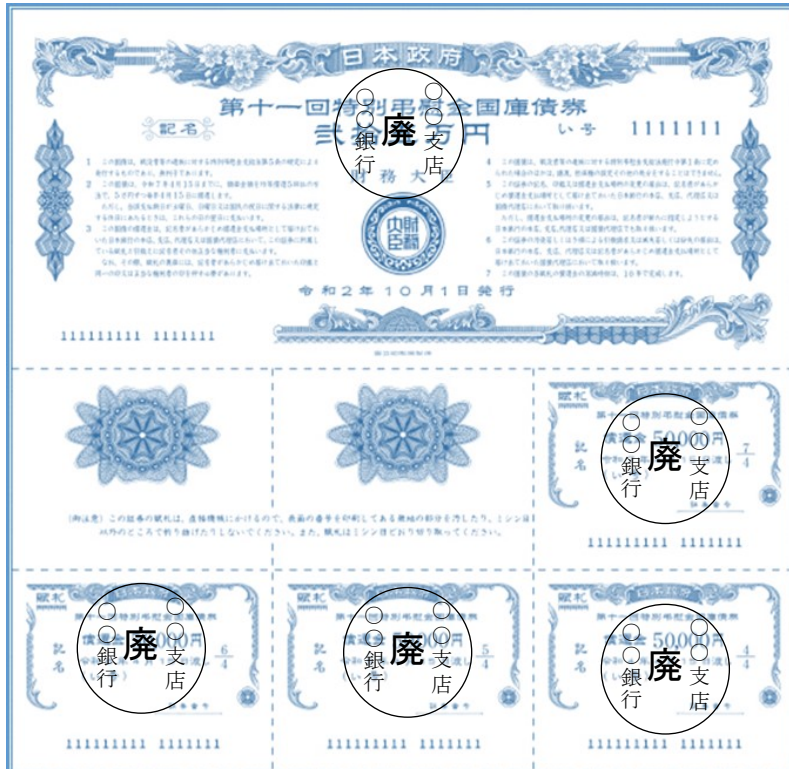
*無記名国債証券についても、上記例示と同様に廃印を押す。

② 証券の表面に押なつするとき

● 無記名国債証券の本券部分のみの場合



● 付属利賦札のある証券の場合



*無記名国債証券についても、左記例示と同様に廃印を押す。

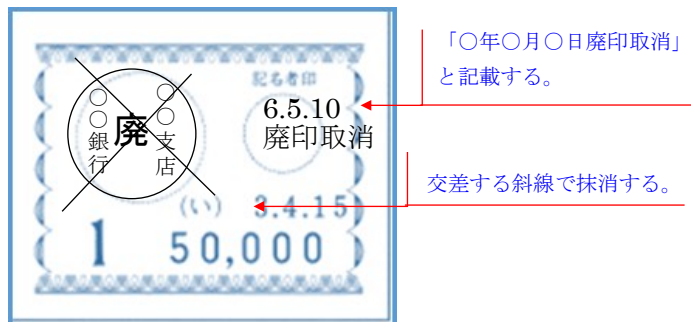
②廃印の取消方法

- 証券・利賦札に誤って廃印を押したときは、次の方法により廃印を取消したうえ、証券・利賦札を請求者に返す。
なお、誤って廃印を押した記名国債証券については請求者が新証券との引換えを希望したときは、汚染き損証券引換請求書を作成し、証券の引換請求に必要な手続きを行う。
⇒ 424参照・汚染き損証券引換の請求

[証券のとき]



[利賦札のとき]



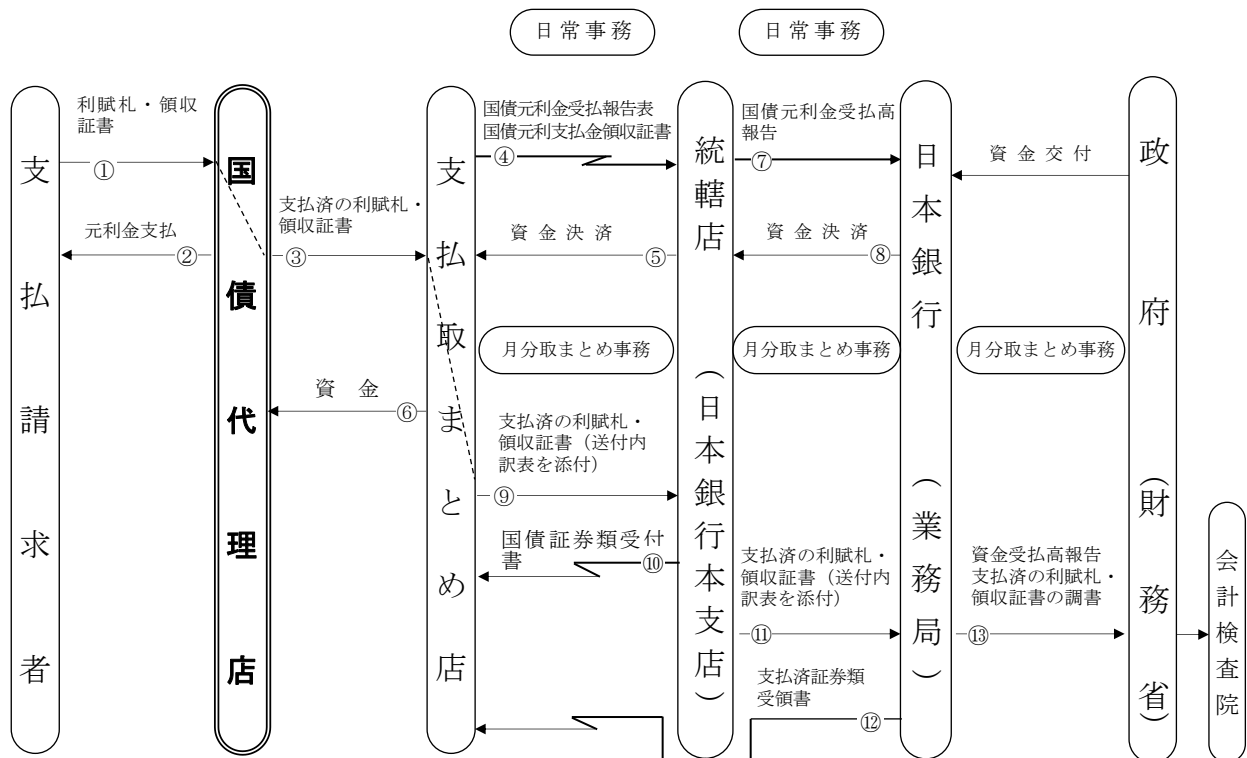
* ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店の取扱方

ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、支払済の利賦札には「日附印」を押し、また、誤って押した「日附印」は、交差する斜線で抹消し、「〇年〇月〇日日附印取消」と記載することにより取消す。

- 200の元利払の資金と支払済証券類等の流れを次のとおり改める（全面改正）。

元利払の資金と支払済証券類等の流れ

国債代理店における元利払の事務取扱いのうち、元利払の資金と支払済証券類等の流れは、おおむね次のとおり。



- 210を次のとおり改める（全面改正）。

210 削除

- 220を次のとおり改める（全面改正）。

220 削除

- 250を次のとおり改める（全面改正）。

誤払補正

○ 元利金の補正は、次の方法により補正用の国債元利金支払票を作成し、請求者と精算する。

* 誤払補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下代理店は業務局国債業務グループ。以下250において同じ。）へ適宜の方法により連絡のうえ手続を進める。

⇒ 国債元利金受払報告表の補正・310⑤参照

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	支払票の作成要領	請求者との精算方法
① 支払期日未到来分または失効分の誤払のため、支払済証券類等の返送を受けたとき	○ 誤払の利賦札、領収証書の元利金額について作成する。 ・枚数、金額は赤色で記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記載例1参照</div>	○ 誤払の利賦札、領収証書と引換えに、誤払の元利金支払額の全額をれい入させる。
② 元利金の過剰払のとき	○ 過剰額についてだけ作成する。 ・金額は赤色で記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記載例2参照</div>	○ 過剰額をれい入させる。
③ 元利金の不足払のとき	○ 不足額についてだけ作成する。 ・金額は黒色で記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記載例2参照</div>	○ 不足額を追加払する。

- 上記①のとき
 - 支払期日未到来の利賦札は、廃印を取消して請求者に返す。
 - ⇒ 142②参照・廃印の取消方法
 - 失効証券類は、なるべく提出させるよう取計らう。
 - ⇒ 720参照・失効証券類の取扱い
 - 誤払の支払票と補正用の支払票との関連が明らかになるよう、双方の支払票の下部余白に次の表示をする。
 - ・ 誤払の支払票……「〇年〇月〇日補正」の旨
 - ・ 補正用の支払票…「〇年〇月〇日支払分補正」の旨および補正の事由・内容
 - 補正したときは、補正の内容・補正年月日・誤払の年月日・補正による受払額を自行庫で定めた方法により、速やかに支払取まとめ店へ報告する。
-

支払票の記載例 1 — 支払期日未到来分または失効分の誤払を補正するとき

〔設例 1〕 令和 5 年 1 0 月 2 日に支払った賦札のなかに令和 6 年 9 月 3 0 日渡遺族国庫債券の賦札 2 枚が混入していたことが判明したため、令和 5 年 1 0 月 9 日にその支払額をれい入させることとした。

書式No. 320

国債元利金支払票

請求者	住所	東京都〇〇市△△町 1-1			番号札	税	1. 居住者			
	氏名(名称)	甲野 太郎				区	2. 内国法人			
						分	3. その他			
元 金		利 子								
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
① 証 券 国債名称 ()	枚	円	利 債 名 称 ()	円	円	円	枚	円	円	円
"			"							
"			"							
賦 札	2	13,478	計					808	(イ)	(ロ)
計	(A)		税 差 引 額			(B) (イ) - (ロ+ハ)				

支払済印 ④ 5.10.9

(注意) 記載が 1 行のときは、計の記載を要しない。

③ 5.10.2 支払分補正(誤れい入)

現金請求額 (A+イ)	円	14,286
支払額 (A+B)	円	14,286

②

● 自店保管 (保管期間 5 年)

- ① 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
- ② 枚数・金額は赤色で記載する。
- ③ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由を記載する。
- ④ れい入日付を表示する。

* 誤払分の支払票の下部余白に「5.10.9 補正」と表示する。

支払票の記載例2——元利金の過剰払または不足払を補正するとき

〔設例2〕 令和6年10月2日取扱いの利払において、遺族国庫債券5万円券の令和5年3月31日渡の利子につき、誤った利子額を支払っていたことが判明したため、令和6年10月3日に次のとおり差額720円を追加払することとした。

	(正 当)	(誤 り)	(補 正 額)
利 子 額	1,910 円	1,190 円	720 円

資金請求額	1,910	1,190	720
-------	-------	-------	-----

書式No. 320
国 債 元 利 金 支 払 票

請 求 者	住所 東京都〇〇市△△町1-1	番 号 札	税 区 分							
	氏名(名称) 甲野 太郎		1. 居住者 2. 内国法人 3. その他							
元 金		利 子								
種 別	枚 数	金 額	1 枚 当 り の 金 額			合 計 金 額				
			種 別	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額	枚 数	利 子 額	所 得 税 額	地 方 税 額
① 証 券 (国債名称)	枚	円	利 国債名称	円	円	円	枚	円	円	円
"			"	②				720		
"			"							
減額失利賦札 元利金(償還 金)領収証書										
賦 札			計				(イ)	(ロ)	(ハ)	
計	(A)		税 差 引 額				(B) (イ) - (ロ+ハ)			

支払済印
⑤ 6.10.3

(注意) 記載が1行のときは、計の記載を要しない。

④ 6.10.2 支払分補正(追加払)

資金請求額 (A+イ)	円	720
(正) 円	(誤) 円	
利 子 額	1,910	1,190
資 金 請 求 額	1,910	1,190

③ 支払額 (A+B) 円 720

● 自店保管 (保管期間5年)

- ① 補正用のときは、すべて国債名称の記載を省略してよい。
 - ② 1枚当りの金額、枚数は記載を要しない。
 - ③ 金額は黒色で記載する。
 - 過剰払によるれい入のときは、金額を赤色で記載する。
 - ④ 誤払の支払票との関連づけ、補正の事由・内容を記載する。
 - 過剰払によるれい入のときは、補正の事由を「(れい入)」と記載する。
 - ⑤ 追加払(またはれい入)日付を表示する。
- * 誤払分の支払票の下部余白に「6. 1 0. 3 補正」と表示する。

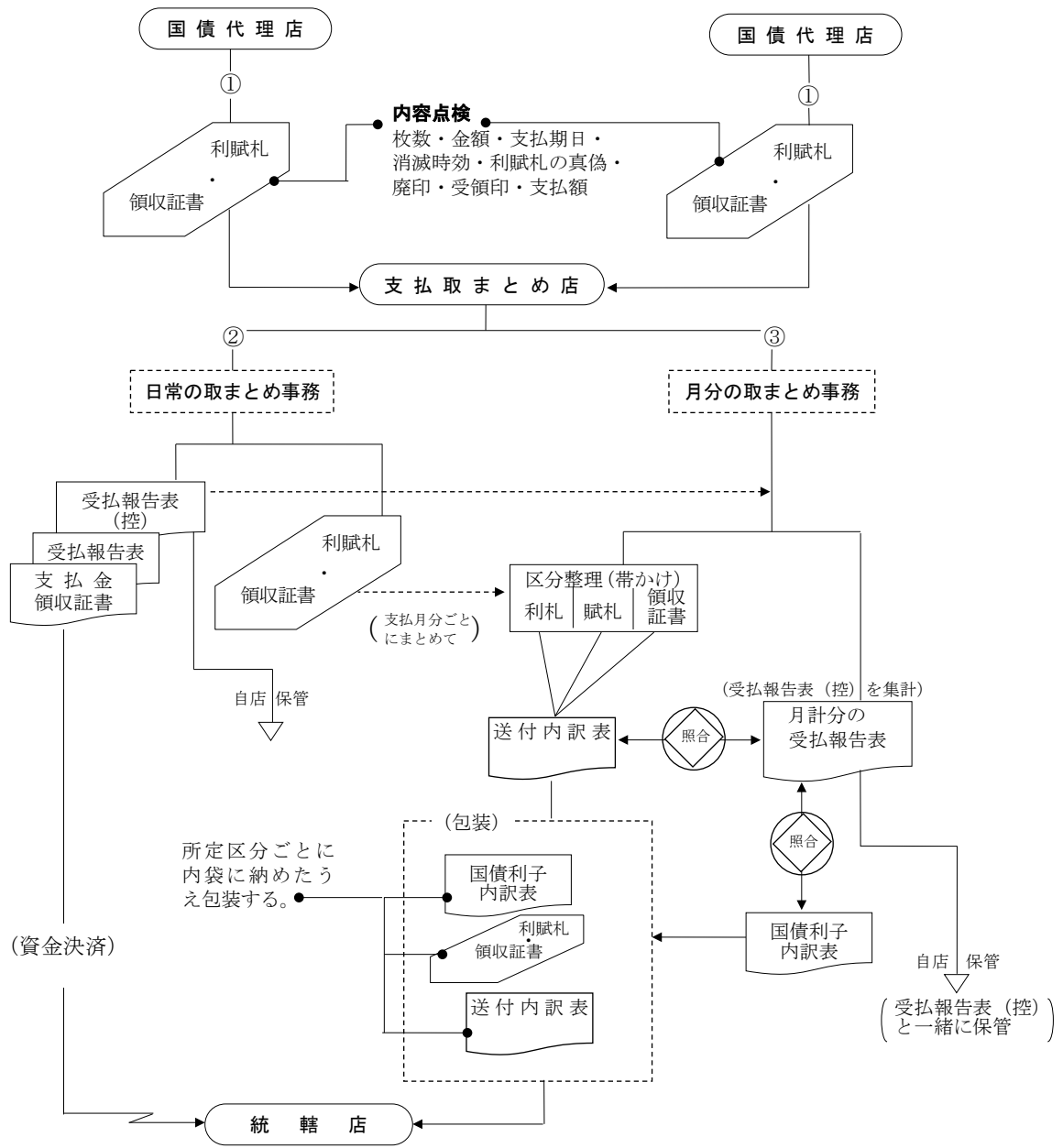
- 300から330までを次のとおり改める（全面改正）。

300	元利払の取まとめ事務
-----	------------

(支払取まとめ店事務)

⇒ 記名国債証券の買上償還の取まとめ・特殊事例632参照

あらし



- 管下の国債代理店から支払済の利賦札・領収証書の送付を受けたときは、元利息の受払額を取まとめ、支払金について統轄店との決済を行う。
- 支払済の利賦札・領収証書は自店で保管しておき、支払月分ごとに取まとめて統轄店へ送付する。
- 国債代理店が支払取まとめ店を兼ねているときは、自店扱分と合算して取まとめる。

事務手順	取扱要領
①支払済利札・ 支払済賦札・ 支払済領収証書 の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管下の国債代理店から送付を受けた支払済の利札・賦札・領収証書について、次のことを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 元利金の支払期日が到来しているか ● 元利金の消滅時効が完成していないか ● 利賦札に要項の欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものがないか ● 利賦札に廃印が明りょうに押してあるか 届出印廃止分以外の記名国債証券の利賦札のときは、裏面に受領印が明りょうに押してあるか * 廃印の店名などが不鮮明のときは自店で補記する。 また、廃印がもれているときは自店で押してよい。この場合、取扱った国債代理店の店名も表示しておく。 ● 領収証書の受領形式が整っているか ● 国債代理店における元利金の支払額などに誤りがないか ○ 支払完了分の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書が同封されているときは、支払期欄の支払表示もれがないかを点検し、送付枚数を確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> * 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書に印鑑票等（見本証券添付分）が含まれるときは、印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）が送付されているかをあわせて確認する。

②国債元利金受払
報告表の作成

- 国債代理店の支払月分ごとに、元利金の受払額を集計し、
受払報告表を作成する。

受払報告表
記載例参照

支払月とは

- 国債代理店が元利金を支払った日の属する月をいう。
- 誤払補正による受払額の場合は、当初の支払日の属する月をいう。

受払報告表の記載例 — 一般例

〔設例〕 次の元利金の支払があったとき

● 第十一回特別弔慰金国庫債券 25万円券賦札 4枚

100,000円

書式No. 400
 注意 かっこ書の内容は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表 ①

② (日付) (店名)
 6. 6. 15 ○○銀行○○支店

③ (6月支払分)

④ 受	摘要	⑤ 払
円	① 元 金	100,000 円 ⑥
	② 買上代金 (国債本券)	⑦
	③ 利 子	⑧
	合 計 (① + ② + ③)	100,000

85001
付帯証券会社
 支払取まとめ店番号

- ① 作成の区分
 支払月分ごとに作成。
 統轄店へ日本銀行業務オンラインにより提出のうえ、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。
 ＊ 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。
- ② 作成日を記載する。
- ③ 支払月を記載する。
- ④ 受欄には次の金額を記載する。
 - 誤払補正のためれい入させた元利金の額
 ⇒ [補正方法一覧]
 受払報告表の記載例4参照
- ⑤ 払欄には次の金額を記載する。
 - 通常の元利金支払額
 - 誤払補正のため追加払した元利金の額
 ⇒ [補正方法一覧]
 受払報告表の記載例3参照
- ⑥ すべての元金を記載する。
- ⑦ 買上代金は、特殊事例630参照
- ⑧ 利子額を記載する。

③ 支払済利札・
支払済賦札・
支払済領収証書
の整理保管

○ 国債代理店から送付を受けた支払済利札・支払済賦札・支払済領収証書は、それぞれ区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて、後記320の月分取まとめを行うときまで金庫に格納保管する。

なお、月初においては、当月支払分と前月支払分の双方を保管する必要があるが、この場合は、それぞれの支払月分ごとに区分しておく。

○ 袋類には、保管する支払済証券類等の現在高を表示する。

袋表示の記載例

支 払 済 利 札 （支払月6月）				
6 年		現 在 高		確認印
		枚 数	金 額	
6	1	1	50,000	㊞
	10	2	100,000	㊞
	15	4	200,500	㊞
	20	14	700,500	㊞

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、次の金額により記載する。
支払済利賦札 利賦札の券面金額
支払済領収証書 領収証書の金額
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。

○ 支払完了分の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書があるときは、袋類に納めるなど散逸しないように整理し、適宜の方法により現在枚数を明らかにして保管する。

* 支払完了分の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書に印鑑票等（見本証券添付分）が含まれるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も袋類に納めるなど散逸しないように整理し、当該印鑑票または氏名等届出書の現在枚数のほか、見本証券（印鑑票等毎配付分）の現在枚数も適宜の方法により明らかにして保管する。

④ 支払金の決済

イ、国債元利支払 金領収証書の作 成

- 前記②により作成した受払報告表の払欄合計額から受欄合計額を差引いた金額について、支払金領収証書を作成する。
 - * 受払報告表が2枚以上にわたるときは、その合計額により支払金領収証書を作成する。
 - * 受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超えるときは、支払金領収証書を作成しない。

支払金領収証書の記載例

書式 No. 401

国債元利支払金領収証書

(日付) 4. 11. 21

日本銀行〇〇支店
御中

(店名) 〇〇銀行〇〇支店
85001
支払取まとめ店番号

国債元利支払金として下記の金額を
領収しました。

¥205,000 円

● 統轄店への提出
日を表示する。

ロ、決済

- 統轄店との支払金の決済は、次の方法による。
 - * 支払金の決済は、その支払月分の支払済証券類等を統轄店へ送付する日までに完了するよう注意する。
- 統轄店へ電話連絡のうえ、支払金領収証書および受払報告表を統轄店へ日本銀行業務オンラインにより提出し、自行庫当座勘定へ振込みを受ける。
 - * 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。
- 誤払補正のため受払報告表の受欄合計額が払欄合計額を超えるときは、統轄店へ電話連絡のうえ、差額相当額の統轄店あて当座小切手（日銀チェック）または現金および受払報告表を提出し、統轄店に払込む。
 - * 受払報告表の補正は、⑤のとおり取扱う。
- 受払報告表の受欄合計額と払欄合計額が同一金額のときは、統轄店へ電話連絡のうえ、受払報告表だけを統轄店へ日本銀行業務オンラインにより提出する。

⑤受払報告表の補正

- 統轄店へ提出した受払報告表の支払月・摘要項目・受払額に誤りがあったときは、次の受払報告表を作成する。
- 統轄店へ電話連絡のうえ、受払報告表を日本銀行業務オンラインにより提出し、「控」を自店に保管（保管期間1年）する。
 - * 日本銀行ホームページに掲載されている受払報告表を使用する場合には、当該受払報告表は、本書と控が一つのファイルとなっているが、控を削除せずに日本銀行業務オンラインにより提出する。
 - * 支払金の決済を要するときは、前記④の取扱いをすることとなる。
 - * 補正を行うときは、事前に統轄店（本店管下国債代理店は業務局国債業務グループ）へ適宜の方法により連絡のうえ手続きを進める。

〔補正方法一覧〕

誤りの内容	受払報告表の作成要領	
<p>①支払月分の誤りのとき</p>	<p>○誤りを取消するための受払報告表</p> <p>●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、支払月の誤りに該当する金額について、すべて受払を逆に記載する。 (支払月欄には誤りの支払月を記載する。)</p>	<p>○正当分の受払報告表</p> <p>●支払月欄に正当な支払月を記載し、該当する金額を誤り分の受払報告表と同じ受払欄に記載する。</p>
<p>②摘要項目の誤りのとき</p>	<p>○誤りを取消するための受払報告表</p> <p>●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、摘要項目の誤りに該当する金額について、受払を逆に記載する。</p>	<p>○正当分の受払報告表</p> <p>●該当する金額を正当な摘要項目の受払欄に記載する。</p>
<p>③受払額の誤り</p> <p>イ、正当受払額より少なく報告していたとき</p>	<p>〔支払取まとめ店の集計金額相違によるもの。 ⇒国債代理店の誤払によるときは、前記250の手続を受けて行う。〕</p> <p>○受払額を追加するための受払報告表</p> <p>●追加する受払額を該当摘要項目の受払欄に記載する。</p>	
<p>ロ、正当受払額より多く報告していたとき</p>	<p>○受払額を減額するための受払報告表</p> <p>●誤り分の受払報告表に記載の金額のうち、減額する金額について受払を逆に記載する。</p>	

受払報告表の記載例 1 — 支払月の誤り

〔設例〕 令和6年2月1日に2月支払分として報告していた次の受払報告表の「元金100,000円」は1月支払分だったため、2月3日に補正。

* 受払月区分の誤りのため、取消分と正当分を別葉に作成することとなる。

誤り分

取消分

正当分

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)

6. 2. 1 ○○銀行○○支店

85001

代理店または支払取まとめ店番号

(2月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 ()	100,000
	③ 利 子	
	合 計	100,000
	(① + ② + ③)	

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)

6. 2. 3 ○○銀行○○支店

85001

代理店または支払取まとめ店番号

(2月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
100,000	② 買上代金 ()	
	③ 利 子	
100,000	合 計	
	(① + ② + ③)	

書式No. 400

注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)

6. 2. 3 ○○銀行○○支店

85001

代理店または支払取まとめ店番号

(1月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円
	② 買上代金 ()	100,000
	③ 利 子	
	合 計	100,000
	(① + ② + ③)	

元金10万円が誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な支払月を記載する。

誤り分と同じ払欄に記載する。

受払報告表の記載例 2

摘要項目の誤り

〔設例〕 令和6年10月4日に10月支払分の次の遺族国庫債券の元利金を全額「元金」として報告していたため10月7日に補正。

5万円券の賦札	1枚
支払期番号(クーポン番号)	10
元金額	6,739円
利子額	404
計	7,143

* 支払月が同一のため取消分と正当分を同じ報告表に記載することとなる。

誤り分

書式No. 400
 注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日(誤払補正のときは、当初の支払日)の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
 6.10.4 ○○銀行○○支店

85001
代理店または支払期まの店番号

(10月支払分)

受	摘要	払
円	① 元 金	円 7,143
	② 買上代金 ()	
	③ 利 子	
	合 計 (①+②+③)	7,143

取消しと正当分

書式No. 400
 注意 かつこ書の月分は、元利金を支払った日(誤払補正のときは、当初の支払日)の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
 6.10.7 ○○銀行○○支店

85001
代理店または支払期まの店番号

(10月支払分)

受	摘要	払
円 404	① 元 金	円
	② 買上代金 ()	
	③ 利 子	404
404	合 計 (①+②+③)	404

7,143円のうち、利子相当額404円だけが誤りなので、この金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

正当な摘要項目の払欄に記載する。

受払報告表の記載例 3

受払額の誤り

〔設例〕 令和6年10月2日に報告していた次の受払報告表のうち、元金100,000円は
 正当な金額より50,000円少なく報告していたため、10月3日に補正。

誤り分

書式No. 400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
 6. 10. 2 ○○銀行○○支店 85001
代理店または支払取まとめ店番号

(10 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 100,000
	② 買上代金 (<small>国債名称</small>)	
	③ 利 子	
	合 計	100,000
	(① + ② + ③)	

追加分

書式No. 400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
 6. 10. 3 ○○銀行○○支店 85001
代理店または支払取まとめ店番号

(10 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 50,000
	② 買上代金 (<small>国債名称</small>)	
	③ 利 子	
	合 計	50,000
	(① + ② + ③)	

追加金額だけ記載する。

受払報告表の記載例 4 — 受払額の誤り

〔設例〕 令和6年10月2日に報告していた次の受払報告表のうち、元金100,000円は
 正当な金額より50,000円多く報告していたため、10月3日に補正。

誤り分

書式No. 400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
 6. 10. 2 ○○銀行○○支店

85001
代理店または支払取扱者の店番号

(10 月支払分)

受	摘 要	払
円	① 元 金	円 100,000
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
	合 計 (① + ② + ③)	100,000

減額分

書式No. 400
 注意 かっこ書の月分は、元利金を支払った日（誤払補正のときは、当初の支払日）の属する月を記載する。

国債元利金受払報告表

(日付) (店名)
 6. 10. 3 ○○銀行○○支店

85001
代理店または支払取扱者の店番号

(10 月支払分)

受	摘 要	払
円 → 50,000	① 元 金	円
	② 買上代金 (国債名称)	
	③ 利 子	
50,000	合 計 (① + ② + ③)	

減額する金額を誤り分と同じ摘要項目の受欄に記載する。

事務手順	取扱要領
①国債元金受払報告表の集計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払月分ごとに日々の受払報告表「控」を取まとめ、摘要項目別の受払額を集計し、月計分の受払報告表を作成する。 ○ 月計分の受払報告表は、上部余白に「月計分」と表示し、日々の受払報告表「控」と一緒につづり込む。 ○ 当該支払月分の受払報告表が1枚のときは、その上部余白に「月計分」と表示し、月計分の作成を省略する。 ○ 月計分の受払報告表を作成した後に、前記310⑤の補正のため当該支払月分の受払報告表を作成したときは、その受払額を追加した月計分の受払報告表を作成する。(前に作成した月計分の受払報告表と同様、上部余白に「月計分」と表示し、当該支払月分の受払報告表と一緒につづり込む。)
②国債利子内訳表の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払月分ごとに利子の内訳を取まとめ、国債利子内訳表を作成し、その利子額を合計した額を前記月計分の受払報告表に記載の利子額と照合する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 補正による受入額があるときは、これを差引いた金額による。従って、この表の利子額を合計した額は、前記月計分の受払報告表の「利子」欄に記載した受払額の差額と一致する。

国債利子内訳表の記載例

書式 No.384

- 注意 1. かつこ書の月分は、利子を支払った日の属する月を記載すること。
 2. 税込利子額により記載すること。なお、誤払補正による受入額があるときは、これを差引いた金額により記載すること。

国債利子内訳表

日本銀行 ○○支店

(日付) 6.4.1

御中

(店名)

○○銀行○○支店

85001

支払取まとめ店番号

支払月を記載する。

(3月支払分)

	居住者・内国法人	非居住者・外国法人
利子額	円 4,040	円
所得税徴収額		

③支払済証券類等の整理

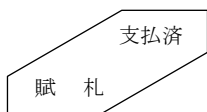
- 支払済証券類等を支払月分ごとに取まとめ、次のとおり区分して帯封をかけ、帯封上に枚数・金額を記載する。

●支払済証券類（機械化分）

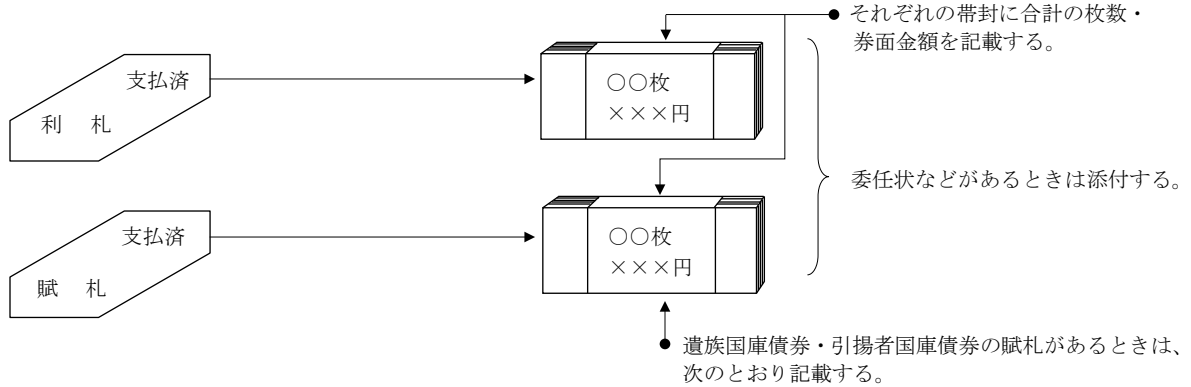
機械化分と機械化以外分に区分する。
 ⇒ 機械化以外分の国債名称・120参照

- 帯封に合計の枚数・券面金額を記載する。

- 委任状などがあるときは添付する。

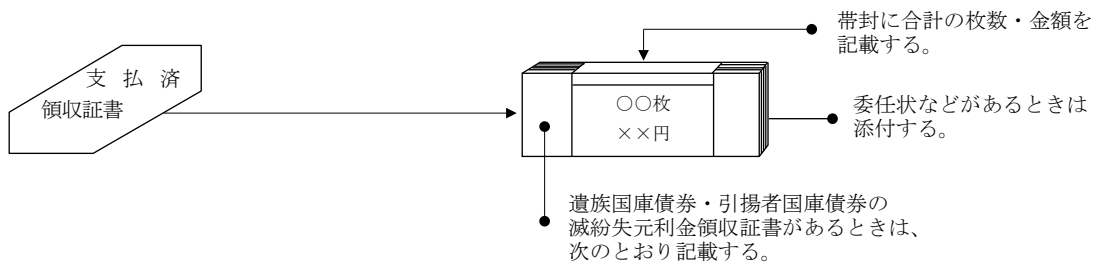


●支払済証券類（機械化以外分）

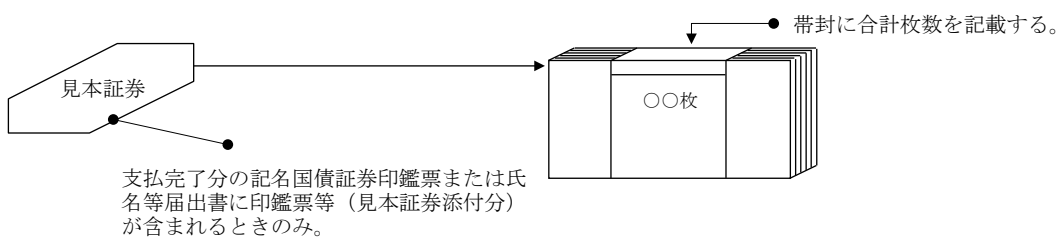
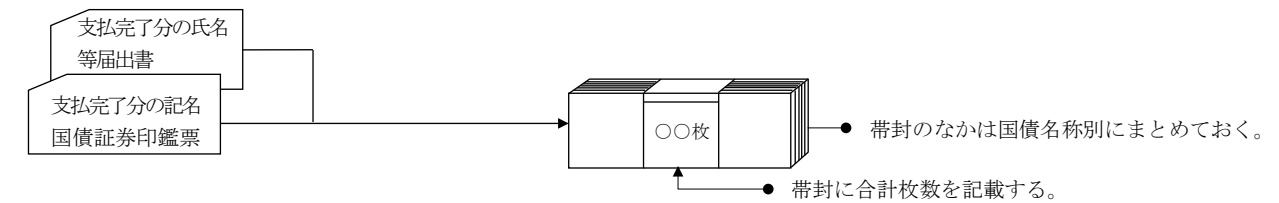


〇〇枚	
元金	×××円
利子	×××
計	×××

●支払済領収証書等



〇〇枚	
元金	×××円
利子	×××円
計	×××円



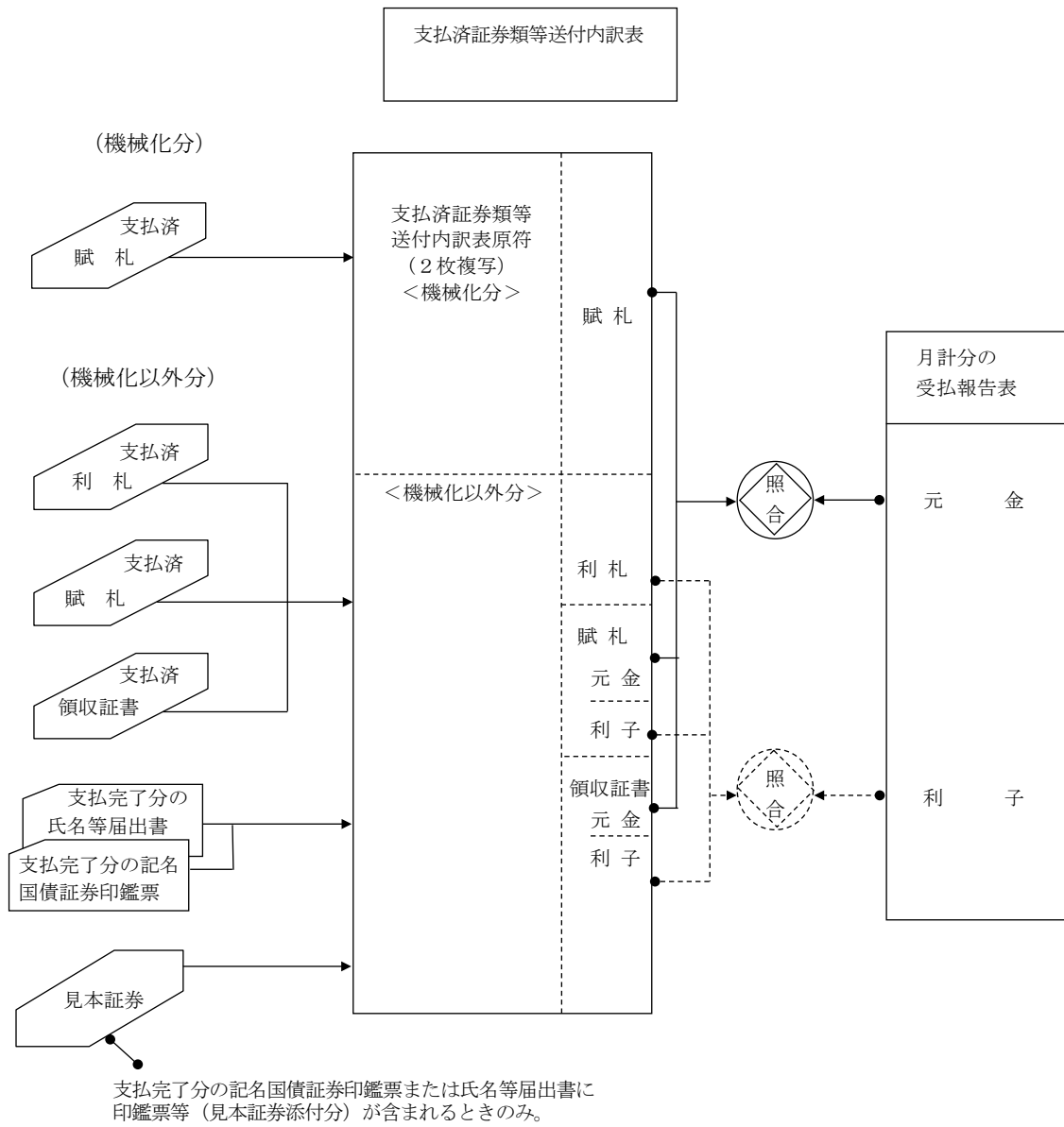
④支払済証券類等
送付内訳表など
の作成と点検

○ 支払済証券類等および支払完了分の印鑑票または氏名等届出書により、次のとおり支払済証券類等送付内訳表などを作成し、その金額を前記①により作成した月計分の受払報告表の金額（受払額の差額）と照合する。

* 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、上記送付内訳表の欄外に「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）○枚」と記載する。

送付内訳表と月計分受払報告表との照合

● 支払済証券類等



送付内訳表の記載例

書式No. 380

支払済証券类等送付内訳表 (目付) 6.10.3

取振店番号 支払月
85001 0609
※付欄は代理店のみ記入のこと

仕出 ○○銀行○○支店
あて先 日本銀行業務局 御中
(統轄店経由)

〈機械化分〉

証 区 分	枚 数	金 額
利 付 国 債		
利 子		
計		

書式No. 380

支払済証券类等送付内訳表原符 (目付) 6.10.3

取振店番号 支払月
85001 0609

仕出 ○○銀行○○支店
あて先 日本銀行業務局 御中
(統轄店経由)

〈機械化分〉

証 区 分	枚 数	金 額
券 利 付 国 債		
利 子		
計		

利 子 計
70000

利 子 計
68 112 21980
68 112 21980

分の印鑑票等 1 枚
任 状 枚

①

証 区 分	枚 数	元 金	利 子	計
利 付 国 債	1			
利 子				
計				

70000 70000

②

証 区 分	枚 数	元 金	利 子	計
承 認 払 (元金)				
" (利子)				
減 紛 失 利 賦 元 利 金	2	21868	112	21980
合 計	2	21868	112	21980

③

(添付書類)
支払完了分の印鑑票等 1 枚
委任状 枚

④

- ① 記名国債の利札には、遺族国庫債券・引揚者国庫債券の初期利子がある。
- ② 遺族国庫債券・引揚者国庫債券は、元金額と利子額に区分して記載する。
- ③ 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書の送付枚数を記載する。
●委任状などがあるときは、書類の名称ごとに枚数を記載する。
●支払完了分の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）○枚」と記載する。
- ④ 他の送付内訳表と一緒に内袋に納め、統轄店へ送付する。

支払済証券類等受領書の例示

(日付) 06.10.15

支払済証券類等受領書

(令和06年09月支払)

〇〇銀行〇〇支店 御中
(取扱店番号 85001)

日本銀行業務局
(統轄店経由)

(機械化分)

(単位 枚、円)

証 券	区 分	枚 数	金 額
	利 付 国 債		

利 札	区 分	枚 数	金 額
	無 記 名 国 債		

賦 札	区 分	枚 数	金 額
	記 名 国 債	2	40,000

(機械化以外分)

(単位 枚、円)

利 札	区 分	枚 数	金 額
	記 名 国 債	1	3,000

賦 札	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
	記 名 国 債	1	70,000		70,000

領 収 証 書	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
	承 認 払 (元金)				
	〃 (利子)				
	減紛失利賦札元利金	2	21,868	112	21,980
合 計	2	21,868	112	21,980	

(添付書類)

支払完了分の印鑑票等 1 枚 ← 委任状 枚

(統轄店コード) 〇〇

支払完了分の印鑑票および氏名等届出書の送付枚数

- 本受領書中「日本銀行業務局（統轄店経由）」とあるのは、「日本銀行業務局」と読み替える。
- 業務局から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。

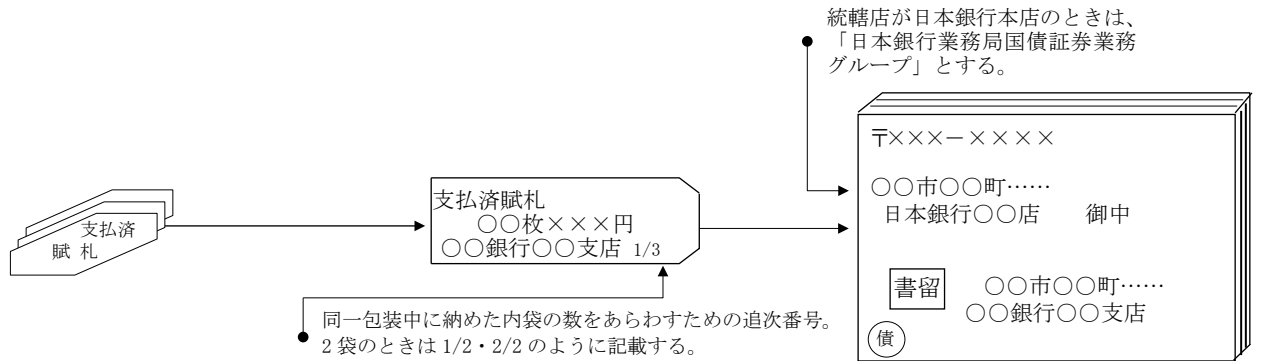
⑤ 支払済証券類等の袋入れ

○ 支払済証券類等を次のとおり区分して内袋に納め、その表面に枚数・金額・店名などを記載する。

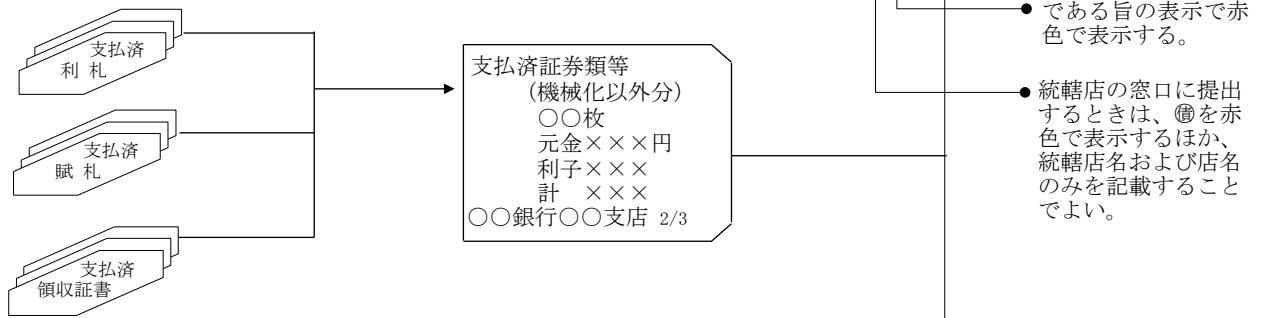
○ 上記内袋を取まとめて包装し、その表面に ㊦ と赤色で表示する。

支払済証券類等の袋入れ区分・表示例

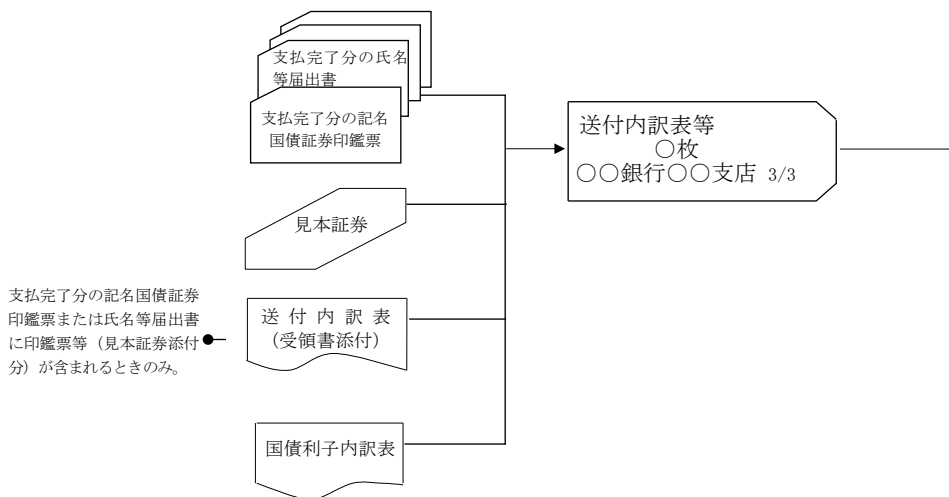
● 支払済証券類（機械化分）



● 支払済証券類等（機械化以外分）



● 送付内訳表等



⑥ 支払済証券類等の送付

○ 前記⑤により包装した支払済証券類等は、書留郵便（一般書留）など確実な方法により、支払月の翌月初第3営業日までに統轄店あて発送する。

* 統轄店の窓口へ提出してもよい。

⑦国債証券類受付書などの受理

○ 統轄店から国債証券類受付書の日本銀行業務オンラインによる送付または窓口における交付（支払済証券類等を窓口へ提出した場合のみ）を受けたときは、これを送付内訳表原符に添付する。

* 統轄店経由で送付を受けた支払済証券類等は、業務局が内容を調査確認したうえで支払済証券類等受領書などを日本銀行業務オンラインなどにより送付するが、支払済証券類等を統轄店で受付けた旨を連絡するため、取あえず統轄店が受付書の交付などをする。

国債証券類受付書の例示

国債証券類受付書	
(日付) 6.7.5	
摘 要	括 数
6年6月分 支払済の証券類	括 3
(支払済領収証書)	2
受 付 日	6年7月5日
店 名	〇〇銀行〇〇支店
上記国債証券類は、鑑査未了のためとりあえず本書を交付します。 なお、鑑査の結果、送付内訳表の枚数および金額と相違ないときは、受領書を交付します。	
日本銀行〇〇支店	

○ 業務局から支払済証券類等受領書の送付を日本銀行業務オンラインにより受けたときは、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。

○ 4 1 5 ②を横線のとおり改める。

②送付を受けたとき

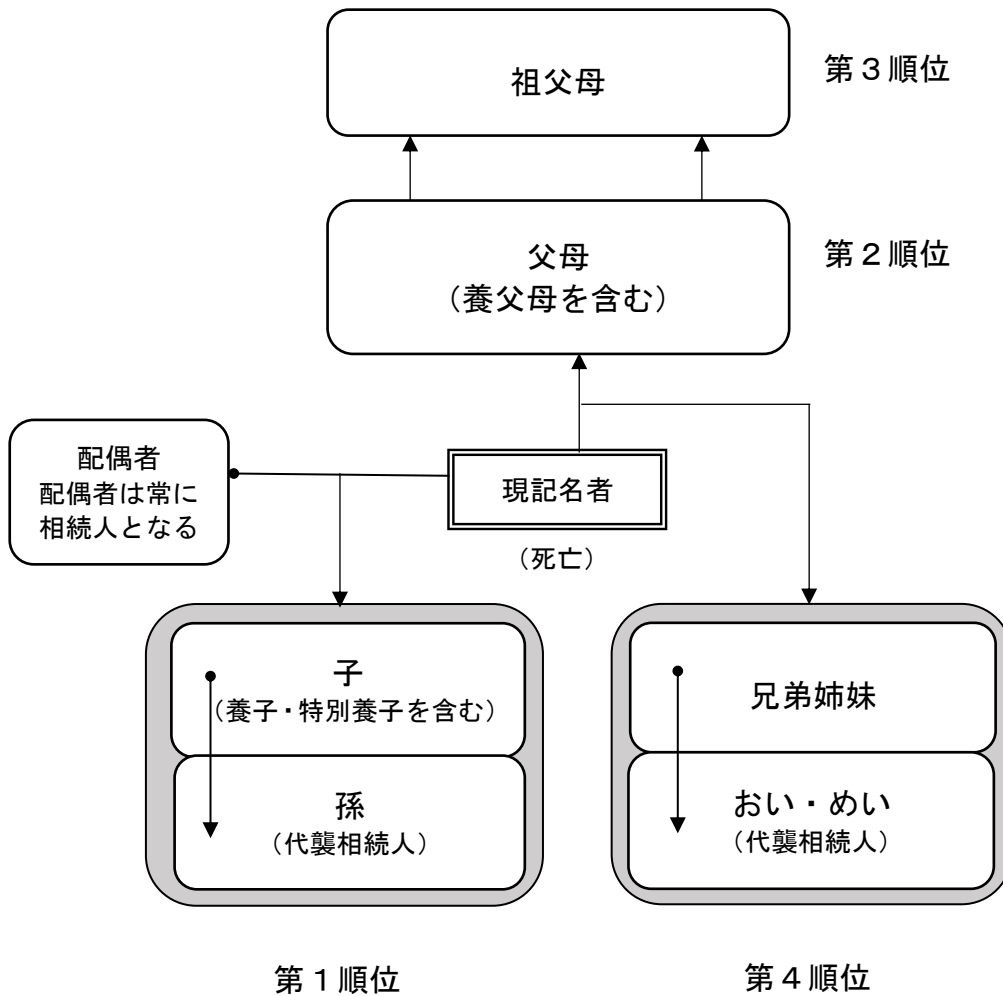
○ 自店を支払場所とする印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れる。

⇒ 自店備付けの印鑑票または氏名等届出書の取扱い（印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付を受けた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いを含む。）については、2 3 1 参照

⇒ 引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券の印鑑票のときは特殊事例 6 1 0 参照

○ 4 2 2—2 中 **相続順位の略図** を次のとおり改める（全面改正）。

相続順位の略図



○ 423—3—1②の証券受領書の記載例中「鹿児島市大竜町12」を「〇〇市〇〇町〇〇」に改める。

○ 424—2⑨を横線のとおり改める。

⑨代証券の交付

○ 略（不変）

○ 略（不変）

⇒ 418参照・証券の交付年月日等の表示

* 氏名等届出書に汚染き損証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票氏名等届出書の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。

以下略（不変）

○ 428—1の印鑑票の記載例中「鎌倉市御成町2—1—3」を「〇〇市〇〇町1—2—3」に改める。

○ 428—1の印鑑票の記載例中「横須賀市衣笠栄町2—5」を「〇〇市〇〇町5—6—7」に改める。

- 429-1①を横線のとおり改める。

④429-1-1	証券（利賦札）滅紛失届の受付時
----------	-----------------

 ⇒ 略（不変）
以下略（不変）

- 429-1②を横線のとおり改める。

②429-1-2	滅紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代 証 券 交 付 請求書の受付時
----------	---

 ⇒ 略（不変）
以下略（不変）

- 429-1③を横線のとおり改める。

③429-1-3	滅紛失代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知 書の受入時
----------	------------------------------------

 ⇒ 略（不変）
以下略（不変）

- 429-1④を横線のとおり改める。

④429-1-4	発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時
----------	------------------------

 ⇒ 略（不変）
以下略（不変）

- 429-1⑤を横線のとおり改める。

⑤429-1-5	記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求
----------	----------------------

 ⇒ 略（不変）
以下略（不変）

- 429-2①を横線のとおり改める。

④429-2-1	証券（利賦札）滅紛失届の受付時
----------	-----------------

 ⇒ 略（不変）
以下略（不変）

- 429-2②を横線のとおり改める。

②429-2-2	減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代 証 券 交 付 請求書の受付時	⇒ 略 （不変）
----------	--	-------------

以下略（不変）

- 429-2③を横線のとおり改める。

③429-2-3	減紛失代証券・減紛失利賦札元利金（償還金）支払 通知書の受入時	⇒ 略 （不変）
----------	------------------------------------	-------------

以下略（不変）

- 429-2④を横線のとおり改める。

④429-2-4	発見届（支払（交付）請求書未提出分）の受付時	⇒ 略（不変）
----------	------------------------	---------

以下略（不変）

- 429-2⑤を横線のとおり改める。

⑤429-2-5	記名変更請求と支払場所変更請求の同時請求	⇒略（不変）
----------	----------------------	--------

以下略（不変）

- 500を次のとおり改める（全面改正）。

500	削 除
-----	-----

- 620を次のとおり改める（全面改正）。

元利金の送金請求を受けたときは、通常の元利払手続きのほか次の手続きをする。
⇒ 232参照・記名国債証券の元利金の支払

事務手順	取扱要領
①国債元利金送金請求書の受理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送金請求書またはこれに準ずる書面を提出させる。 ● 送金されたい旨の文言が記載されている書面であれば、送金請求書に準ずる書面として取扱ってよい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">送金請求書 記載例参照</div>
②送金費用など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送金費用は請求者の負担とし、元利金支払額から送金費用を差引く。 ○ 送金額の明細を記載した適宜の送付書を添えて送金する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">送付書 記載例参照</div>
③送金方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求者が指定しているときはその方法により、指定していないときは現金書留など確実な方法による。

送金請求書・送付書の記載例

〔設例〕 第十一回特別弔慰金国庫債券い号 25万円券
賦札2枚 100,000円

書式No. 301
注意 送金途中の危険は請求者の負担とする。 ④

国債元利金送金請求書

(日付) 6. 6. 10

〇〇銀行〇〇支店 御中
〒XXXX-XXXX
住所 東京都〇〇市△△町1-1 印
氏名 甲野太郎 甲野
個人番号 (法人番号) ⑥

下記国債元利金を送金費用差し引きのうえ、上記あて送金して下さい。

元金	円	100,000	(該当事項を○で囲むこと)
利子	円		1. 送金方法 局払郵便為替 ① 現金書留 その他(具体的に記載すること)
合計	円	100,000	2. 税区分 居住者 内国法人 その他(具体的に記載すること)

② 支払額 100,000 6. 6. 17 ③
送金費用 762 送金済
送金額 99,238

元金送付書 ⑤

(日付) 6. 6. 17

甲野太郎 殿
〇〇銀行〇〇支店

貴殿ご請求の元金について以下のとおり送付します。

記
元金額 100,000円
送金費用 762円
(内訳) 書留料 678円
郵便料 84円
差引送金額 99,238円

以上

- ① 送金方法の指定。
- ② 送金額の明細を記載する。
- ③ 送金日付を表示し、「送金済」の旨を記載する。
- ④ 書留郵便物受領証など送金関係書類とともに支払票に添付して保管(保管期間5年)する。
- ⑤ 国債元利金支払計算書に送金額の明細を記載し、送付書に代用してよい。
- ⑥ 個人番号の記載は不要。

○ 631-1②を横線のとおり改める。

②証券・記名国債証券買上償還請求書・買上げを必要とする旨の証明書の確認など

○ 略（不変）

略（不変）

（証券）

● 略（不変）

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣（平成12年12月以前発行のものは大蔵大臣）の印影（全部買上の証券のみ）

〔見本証券類参照—証券用紙には、「財務省印（平成12年12月以前発行のものは大蔵省印）」のすかしが入っている。〕

● 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループ統轄店（本店管下国債代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

以下略（不変）

○ 631-2②を横線のとおり改める。

②証券・記名国債証券買上償還請求書・買上げを必要とする旨の証明書の確認など

○ 略（不変）

略（不変）

（証券）

● 略（不変）

要 項

国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣の印影（全部買上の証券のみ）

〔見本証券類参照—証券用紙には、「財務省印」のすかしが入っている。〕

● 上記の要項が欠けているもの、偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループ統轄店（本店管下国債代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

以下略（不変）

○ 650を次のとおり改める（全面改正）。

650 削除

○ 720を横線のとおり改める。

720 失効証券類の取扱い

失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けた場合には、以下のとおり取扱うこととなる。もつとも、当該取扱いは発生頻度が僅少となることから、業務局営業・国債業務企画グループに照会のうえ、その指示により取扱うこととして差支えない。

事務手順	取扱要領
①失効証券類の受入	<p>○ 失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けたときは、なるべく提出させるよう取計らう。</p> <p>* 失効証券類とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none">● 消滅時効完成により効力を失った証券・利賦札 ⇒ <u>消滅時効完成により効力を失った無記名国債証券については、日本銀行ホームページの消滅時効完成銘柄 参照</u>● 略（不変）● 略（不変） ⇒ 略（不変） ⇒ 略（不変） * 略（不変） <p>以下略（不変）</p>

失効証券類受付書の記載例

以下略（不変）

- 730中 **あらまし** を横線のとおり改める。

あらまし

- 略（不変）
- * 略（不変）

- 略（不変）
- * 略（不変）
⇒ 略（不変）

- 元利金の消滅時効完成などにより不用となった見本は、業務局（統轄店経由）からの通知に基づき自店において廃棄する。
⇒ 見本国債証券類配布配付一覧参照

- 730（参考1）を次のとおり改める（全面改正）。

(参考 1)

見本国債証券類配付一覧

【令和6年11月現在】

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
1.遺族国庫債券 い号	50,000 円券 30,000	2
2.引揚者国庫債券 "	自 至 28,000 7,000	4
3.特別給付金国庫債券 い号またはち号	200,000	1
4.特別弔慰金国庫債券 い号 に号	30,000 30,000	1 1
5.第二回特別給付金国庫債券 い号 は号またはほ号	100,000 50,000	1 1
6.第三回特別給付金国庫債券 い号	100,000	1
7.引揚者特別交付金国庫債券 "	100,000	1
8.第四回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
9.第五回特別給付金国庫債券 "	300,000	1
10.第二回特別弔慰金国庫債券 "	200,000	1
11.第六回特別給付金国庫債券 "	300,000 150,000	1 1
12.第七回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
13.第三回特別弔慰金国庫債券 "	120,000	1
14.第八回特別給付金国庫債券 "	50,000	1
15.第九回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
16.第十回特別給付金国庫債券 "	1,200,000	1
17.第十一回特別給付金国庫債券 "	20,000	1
18.第四回特別弔慰金国庫債券 "	300,000	1
19.第十二回特別給付金国庫債券 "	600,000	1
20.第十三回特別給付金国庫債券 "	50,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
21.第十四回特別給付金国庫債券 い号	750,000 円券	1
22.慰労金国庫債券 "	100,000	1
23.第五回特別弔慰金国庫債券 "	180,000	1
24.第十五回特別給付金国庫債券 "	150,000	1
25.第十六回特別給付金国庫債券 "	900,000	1
26.第十七回特別給付金国庫債券 "	1,800,000	1
27.特別葬祭給付金国庫債券 "	100,000	1
28.第六回特別弔慰金国庫債券 "	400,000	1
29.第十八回特別給付金国庫債券 "	900,000	1
30.第十九回特別給付金国庫債券 "	1,000,000	1
31.第七回特別弔慰金国庫債券 "	240,000	1
32.遺族国庫債券 2号	50,000	1
33.第十三回特別給付金国庫債券 を号	50,000	1
34.第十七回特別給付金国庫債券 と号	1,800,000	1
35.第二十回特別給付金国庫債券 い号	150,000	1
36.引揚者国庫債券 も号	28,000	1
37.引揚者特別交付金国庫債券 て号	170,000	1
38.第十回特別給付金国庫債券 れ号	1,200,000	1
39.第十九回特別給付金国庫債券 に号	1,000,000	1
40.第二十一回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	1
41.遺族国庫債券 5号	50,000	1
42.引揚者特別交付金国庫債券 さ号	170,000	1
43.引揚者国庫債券 す号	28,000	1
44.第三回特別給付金国庫債券 よ号	100,000	1
45.第七回特別給付金国庫債券 れ号	600,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚数
46.第十九回特別給付金国庫債券 へ号	1,000,000 円券	1
47.第二十二回特別給付金国庫債券 い号	2,000,000	1
48.特別給付金国庫債券 よ号	200,000	1
49.第四回特別給付金国庫債券 ね号	600,000	1
50.第十回特別給付金国庫債券 そ号	1,200,000	1
51.第十七回特別給付金国庫債券 り号	1,800,000	1
52.第八回特別弔慰金国庫債券 い号	400,000	1
53.第十三回特別給付金国庫債券 わ号	50,000	1
54.第二十三回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	1
55.遺族国庫債券 9 号	50,000	1
56.第十七回特別給付金国庫債券 わ号	1,800,000	1
57.第二十二回特別給付金国庫債券 に号	2,000,000	1
58.第二十四回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	(注 1)
59.第九回特別弔慰金国庫債券 〃	240,000	1
60.第二十五回特別給付金国庫債券 〃	150,000	(注 1)
61.遺族国庫債券 13 号	50,000	(注 1)
62. 〃 14 号	50,000	(注 1)
63.第二十六回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	(注 1)
64.第二十七回特別給付金国庫債券 〃	2,000,000	1
65.第十回特別弔慰金国庫債券 〃	250,000	1
66.第二十八回特別給付金国庫債券 〃	500,000	(注 1)
67.第十一回特別弔慰金国庫債券 〃	250,000	1
68.第二十九回特別給付金国庫債券 〃	500,000	(注 1)

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚 数
69.第三十回特別給付金国庫債券 い号	1,100,000 円券	(注 1)
	合 計	68 ^(注 2)

(注 1) 該当の記名国債証券の印鑑票または氏名等届出書を備付ける支払場所として指定された店舗
に対してのみ、当該印鑑票または氏名等届出書と同枚数だけ配付。

(注 2) (注 1) にかかる見本の枚数を除く。

(備考)

1. 昭和 41 年 8 月 1 日以降開設の国債代理店には、1 および 2 を除くものを配付。
2. 見本を紛失した国債代理店には、原則として紛失当時の開設国債代理店の配付種類を基準
に再配付。